

平成 18 年 6 月 9 日  
関 東 財 務 局

## 川崎信用金庫に対する行政処分について

- 1 . 川崎信用金庫（本店：神奈川県川崎市）については、本部において発生した住宅金融公庫預託金等着服事件が長期間にわたり継続し事故金額も多額にのぼっていたことから、不祥事件防止に対する金庫の内部管理態勢の現状等について、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づき報告を求めたところ、本部における牽制機能や内部監査機能が働いていないなど、金庫の内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
- 2 . このため、本日、同信用金庫に対し、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

### 記

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。
  - 法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化
  - 役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底
  - 本部及び営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化
  - 本部監査機能の充実・強化
  - 適切な人事管理の実施
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成 18 年 7 月 7 日までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

#### 連絡・問い合わせ先

関東財務局 横浜財務事務所 理財課

電話 045-681-0933(ダイヤル)

関東財務局 理財部 金融監督第 2 課

電話 048-600-1148(ダイヤル)